

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称		動物取扱業の登録の拒否
根拠条例・規則名		動物の愛護及び管理に関する法律
条 項		動物の愛護及び管理に関する法律第 12 条第 1 項
所 管 部 課		保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセンター (電話：048-840-4150)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>動物取扱業の登録を受けようとするものが、次の各号のいずれかに該当するとき、動物取扱業の種別並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、飼養施設の構造、規模及び管理の方法が環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業において、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者</p> <p>(2)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3)登録を取り消され、その処分のあった日から 5 年を経過しない者。</p> <p>(4)登録を受けた者で法人であるものが、登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその動物取扱業者の役員であった者でその処分のあった日から 5 年を経過しないもの</p> <p>(5)業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(6)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査基準</p>	<p style="text-align: center;">基準 (未設定の場合はその理由)</p> <p>(7)この法律の規定、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第10条第2号（同法第9条第5項において準用する同法第7条に係る部分に限る。）若しくは第3号の規定、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第69条の7第1項第4号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）若しくは第5号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）、第70条第1項第36号（同法第48条第3項又は第52条の規定に基づく命令の規定による承認（動物の輸出又は輸入に係るものに限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第72条第1項第3号（同法第69条の7第1項第4号及び第5号に係る部分に限る。）若しくは第5号（同法第70条第1項第36号に係る部分に限る。）の規定、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第27条第1号若しくは第2号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(8)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(9)第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者</p> <p>(10)法人であって、その役員又は環境省令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(11)個人であって、その環境省令で定める使用人のうちに第1号から第7号の2までのいずれかに該当する者があるもの</p>
---	--

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	
	設定等年月日	令和5年4月1日設定 年 月 日最終改正
標準処理期間	期間 (未設定の場合はその理由)	12日間
	設定等年月日	令和5年4月1日設定 年 月 日最終改正
備考		